

八王子市公園アドプト制度実施要綱

平成 14 年 4 月 1 日施行

平成 16 年 2 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 12 日改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「八王子市公共施設アドプト制度に関する基本方針」に基づき、まちへの愛護心の高揚と公園を利用した地域コミュニティの形成及び環境美化を図るため、市民が公園管理者と協働して公園の維持管理を行う「八王子市公園アドプト制度」の実施について、必要な事項を定める。

(参加団体)

第 2 条 公園アドプト制度への参加は、原則として 5 人以上の者で構成された団体とする。ただし、市長が特に事情があると認めたときは、この限りでない。

(活動内容)

第 3 条 活動内容は、公園アドプト制度実施細目に定める公園維持活動のうち、双方協議のうえ決定する。

(申 込)

第 4 条 参加を希望する団体は、市長に公園アドプト制度申込書（様式第一号）を提出する。

(協 議)

第 5 条 市長は、前条の申込書の提出があった場合には、活動計画等について参加希望団体と協議をする。

(合 意)

- 第 6 条 前条の協議が整い次第、公園アドプト制度合意書（様式第二号）を締結する。
- 2 合意の期間は 3 年以内とする。
 - 3 活動計画等合意の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、合意内容を変更することができる。
 - 4 市長は、参加団体が合意による内容を履行しないとき、または逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導する。

(更 新)

第 7 条 前条第 2 項の期間満了時、合意の期間の更新を希望する参加団体は、公園アド

- プト制度活動継続合意書（様式第三号）を市長と締結する。
- 2 更新の期間は3年以内とする。
 - 3 第1項により更新を希望しない参加団体は、合意の期間中に活動場所を原状回復し、市長の確認を得なければならない。確認後、期間満了に伴い活動を終了する。
 - 4 その他、市長が特に事情があると認めたときは、双方協議のうえ決定する。

（解 消）

- 第8条 参加団体が活動を終了するときは、活動場所を原状回復し、市長の確認を得なければならない。ただし、市長が特に事情があると認めたときは、双方協議のうえ決定する。
- 2 参加団体は、前項の確認を得た後、市長に公園アドプト制度解消届出書（様式第四号）を提出する。
 - 3 合意の期間の満了に伴い活動を終了する場合は、前条第3項のとおりとする。
 - 4 市長は、参加団体が第6条第4項、第10条第2項または第12条の指導に従わないときは、公園アドプト制度解消通知書（様式第五号）により合意を取り消すことができる。

（看板設置）

- 第9条 市長は、参加団体から団体名等を表示する看板の設置希望の申し出があったときは、公園管理上の支障が生じない範囲で、これを設置する。

（報 告）

- 第10条 参加団体は、各年度の活動終了後から次年度当初までに、一年間の活動状況について公園アドプト制度活動報告書（様式第六号）を市長に提出する。
- 2 市長は、参加団体が前項の報告書を提出しないときは、その提出を指導する。

（支 援）

- 第11条 市長は、参加団体からの申し出があり、必要と認めたときは、参加団体に対して次に掲げる支援を行うことができる。
- (1) 用具等の支給及びごみ等の処理
 - (2) 活動時に身につける腕章等の貸与
 - (3) 保険の加入
 - (4) 参加団体名等を表示する看板の設置
 - (5) その他市長が必要と認めた事項

（指 導）

- 第12条 市長は、必要に応じて参加団体の活動状況を調査し、その活動に対し指導及び助言を行うことができる。

(表 彰)

第13条 市長は、活動が優良であると認められる参加団体を表彰することができる。

(庶 務)

第14条 この要綱に関する庶務は、まちなみ整備部公園課において処理する。

(補 足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

公園アドプト制度 申込書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

公園アドプト制度の趣旨に賛同し参加したいので、八王子市公園アドプト制度実施要綱第4条に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

アドプト制度 参加団体名		
代表者	住 所	〒
	氏 名
	電話番号	
活動場所	※ 公園名等を記入してください。	
活動内容	※ 実施する内容すべての□に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> 花木の植栽・維持活動の企画提案と実施 <input type="checkbox"/> 野生動植物の保護・育成 <input type="checkbox"/> 里山活動 <input type="checkbox"/> 施設の見回り <input type="checkbox"/> 公園施設などの破損について、市への通報・連絡 <input type="checkbox"/> 公園利用の安全確認 <input type="checkbox"/> 公園の愛護活動に関して必要なこと	
参加名簿 登録者数	名 (別紙参加者名簿も記入願います。)	
アドプト制度参加団体名等 を表示する看板の設置について	※ どちらかに○をつけてください。 設置を希望 する ・ しない	

公園アドプト制度 合意書

八王子市と (以下「参加団体」という。)は、八王子市公園アドプト制度実施要綱に基づく活動をするにあたって、同要綱第6条に基づき、下記のとおり合意する。

記

1. 活動の場所

- ・所在地
- ・公園名

2. 活動の内容

[内容]

- (1) 参加団体は、活動計画を遵守し、自ら責任をもって次の活動を実施すること。
(「公園アドプト制度実施細目」1.活動内容から実施する内容を箇条書きで記載)

[合意の期間]

- (2) 活動の期間は、合意の日から平成 年3月31日までとする。
(3) 期間満了時には、公園アドプト制度活動継続合意書(様式第三号)を市長と締結することにより期間を更新できる。なお、更新する合意の期間は3年以内とする。

[報償金等]

- (4) 参加団体の活動は、無償とする。

[情報公開]

- (5) 参加団体の代表者は、その活動に関する問い合わせに応じるため、連絡先として名前・住所・電話番号の個人情報を提供することに同意すること。
(6) 活動する公園等を都市公園指定管理者が管理しているときには、(5)の個人情報を当該都市公園指定管理者に提供することに同意すること。

3. 参加団体に関すること

[活動の報告]

- (1) 参加団体は、各年度の活動終了後から次年度当初までに、一年間の活動状況について公園アドプト制度活動報告書(様式第六号)を市長に提出すること。

[活動の変更]

- (2) 活動計画等、本合意書の内容を変更するときには、市長と協議のうえ決定する。

[活動の解消]

- (3) 参加団体が活動を終了するときは、活動場所を原状回復し、市長の確認を得なければならない。
(4) 参加団体は、原状回復完了の確認を得た後、公園アドプト制度解消届出書(様式第四号)を提出しなければならない。

様式第二号

(5) 合意の期間の満了に伴い活動を終了する場合は、合意の期間中に活動場所を原状回復し、市長の確認を得なければならない。確認後、期間満了に伴い活動を終了する。

(6) ただし、市長が特に事情があると認めたときは、協議のうえ決定する。

[禁止活動]

(7) 参加団体の活動において、公共の利益に反する行為、公共の利益に反する恐れのある行為、政治活動、他の公園利用者や近隣住民に迷惑となる行為及び販売行為をすることを禁止する。

[施設の変更]

(8) 公園施設の現状変更を希望するときには、市長と協議のうえ決定する。

4. 八王子市に関すること

[支援]

- (1) 用具等の支給及びごみ等の処理
- (2) 活動の時に身につける腕章等の貸与
- (3) 保険の加入
- (4) 参加団体名等を表示する看板の設置
- (5) その他市長が必要と認めた事項

[看板の設置]

(6) 参加団体から参加団体名等を表示する看板の設置希望の申し出があったときは、公園管理上の支障が生じない範囲で、これを設置する。

[指導]

- (7) 必要に応じて参加団体の活動状況を調査し、その活動に対し指導及び助言を行うことができる。
- (8) 参加団体が指導に従わないときは、公園アドプト制度解消通知書(様式第五号)により合意を取り消すことができる。

平成 年 月 日

八王子市

八王子市長

参加団体

団体名

代表者 住所

氏名

印

公園アドプト制度 活動継続合意書

八王子市公園アドプト制度実施要綱第7条に基づき、合意の期間の更新について、
下記のとおり合意する。

記

更新の期間

平成 年4月1日 から 平成 年3月31日 まで

以上

平成 年 月 日

八王子市

八王子市長

印

参加団体

団体名

代表者 住所

氏名

印

公園アドプト制度 解消届出書

平成 年 月 日

八王子市長

殿

参加団体名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

公園アドプト制度における八王子市との合意を解消したいので、八王子市公園アドプト制度実施要綱第8条に基づき、下記のとおり届出します。

記

活動場所 (公園名等)	
解消日	平成 年 月 日
解消理由	
原状回復	※ 該当する項目の□に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施予定 (予定日:平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 必要なし (*原状を変更していない場合に限りです。) <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	

公園アドプト制度 解消通知書

平成 年 月 日

参加団体名

代表者 殿

八王子市長

八王子市公園アドプト制度実施要綱第8条第4項に基づき、下記のとおり貴団体との合意を解消します。

記

活動場所 (公園名等)	
解消日	平成 年 月 日
解消理由	
原状回復	
その他	

公園アドプト制度 活動報告書

平成 年 月 日

八王子市長

殿

参加団体名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

八王子市公園アドプト制度実施要綱第10条に基づき、公園アドプト制度における1年間の活動を、下記のとおり報告します。

記

活動場所	※ 公園名等を記入してください。					
主な活動内容	※ 実施した内容すべての□に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> 花木の植栽・維持活動の企画提案と実施 <input type="checkbox"/> 野生動植物の保護・育成 <input type="checkbox"/> 里山活動 <input type="checkbox"/> 施設の見回り <input type="checkbox"/> 公園施設などの破損について、市への通報・連絡 <input type="checkbox"/> 公園利用の安全確認 <input type="checkbox"/> 公園の愛護活動に関して必要なこと					
活動日数	年間合計： 日間					
	4月	日間	8月	日間	12月	日間
	5月	日間	9月	日間	1月	日間
	6月	日間	10月	日間	2月	日間
	7月	日間	11月	日間	3月	日間
延べ参加人数	年間合計： 人					
	4月	人	8月	人	12月	人
	5月	人	9月	人	1月	人
	6月	人	10月	人	2月	人
	7月	人	11月	人	3月	人

活動内容の詳細

その他（何かご意見や気づいたことなど）

※公園アドプト制度参加団体としての活動実績を、自由にお書きください。
なお、記入しきれない場合は、裏面もお使い下さい。